

### 3 予防概要

各種火災予防啓発活動や市民防災会、防災協会等の自主防災組織の育成指導を積極的に行っています。また、防火対象物の立入検査等を通して、災害に強いまちづくりを推進しています。

#### (1) 火災予防

近年の本市における住宅火災での焼死事故の状況を踏まえ、高齢者や障害者等の世帯に対して住宅用火災警報器の設置促進を強化するため、市関係部局をはじめ、民生委員児童委員協議会等の関係機関との協力体制を強化し、様々な事業を通じて広報活動を行っています。

また、住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過し、今後、警報器の電池切れや故障の増加が見込まれることから、電池切れによる取り外しや不動作の状態を回避することを主眼に、適切な機器の交換や定期的な点検・清掃が行われるよう啓発を強化しています。

令和4年に発生した2度の旦過地区火災や枝光本町商店街での火災を受け、消防職員0Bによる「防火指導員」を配置し、きめ細かな防火対策を行うなどの緊急火災予防対策事業を実施しました。

【第22表】市民防災推進行事実施状況

(令和4年度)							
No.	行事種別	回数	参加人員	No.	行事種別	回数	参加人員
1	防火・防災訓練等(市民防災会等)	70	6,640	5	地域会議等への参加	89	1,914
2	防火・防災訓練等(事業所)	226	20,851	6	消防演習	8	660
3	防火・防災講習(講演)会等	42	2,042	7	住民参加型災害図上訓練(DIG)	9	606
4	広報行事(署所見学・体験学習含む)	38	2,293				

(注) DIGについては危機管理室所管事業

【第23表】「消防士さんといっしょ」事業実施状況(過去5年間)

区分	対象校数	実施校数	実施率	講師数	受講延人数	備考
平成30年度	133	132	99.2%	78	8,177	小学4年生に対して実施
令和元年度	132	132	100%	117	15,987	学習指導要領の改訂のため、小学3、4年生に対して実施
令和2年度	131	129	98.5%	78	7,968	小学3年生に対して実施
令和3年度	132	131	99.2%	78	7,757	
令和4年度	131	131	100.0%	78	7,619	

【第24表】住宅用火災警報器の設置率(消防庁発表)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
設置率	87%	85%	85%	87%	87%

(注) 各年6月時点(令和2年のみ7月時点)

【第25表】住宅用火災警報器の効果（火災件数）

区 分	ぼ や	部分焼	半 焼	全 焼	合 計
未 設 置	68	33	16	50	167
設 置	61	34	3	17	115

(注) 過去5年間（平成30年～令和4年）の火災のうち、住戸部分から出火した火災件数（設置不明を除く。）

【第26表】あんしん通報システム・緊急通報システム設置（稼働）状況

<直近10年間>

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置	630	562	463	373	361 (232)	1,618 (0)	1,361 (0)	340	334	351
撤去	607	594	661	574	559 (557)	1,930 (1,856)	1,633 (1,365)	375	402	468
稼働	3,977	3,945	3,747	3,546	3,348 (3,221)	3,036 (1,365)	2,764 (0)	2,729	2,661	2,544

(注) 1 緊急通報システムは、平成6年度に開始し、令和元年度末で事業を終了  
 2 あんしん通報システムは、平成29年度に開始し、令和元年度末に緊急通報システムからの移行を完了  
 3 平成29年度から令和元年度の（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

【第27表】あんしん通報システム・緊急通報システム受信状況

<直近10年間>

区 分	総受信件数	ハンズフリーによる応答		出 動 件 数		
		有	無	火 災	警 戒	救 急
平成25年度	3,048	2,839	209	56	176	713
平成26年度	2,961	2,675	286	80	185	835
平成27年度	2,902	2,627	275	55	202	870
平成28年度	2,749	2,560	189	44	192	833
平成29年度	2,548(2,512)	2,330(2,300)	218(212)	50(50)	161(160)	796(786)
平成30年度	2,274(1,617)	2,066(1,475)	208(142)	47(33)	141(105)	766(503)
令和元年度	1,898(329)	1,655(289)	243(40)	45(8)	108(18)	744(127)
令和2年度	1,533	1,314	219	40	112	637
令和3年度	1,470	1,290	180	44	110	589
令和4年度	1,553	1,392	161	49	88	746

(注) 1 平成26年度以降の救急件数は、不搬送件数を含む  
 2 平成29年度から令和元年度の（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

【第28表】あんしん通報システム対応状況

○原因別（令和4年度）

（件）

鍋の空焚	ガス漏れ等	誤押	料理中の煙	殺虫剤・バルサン	その他	合計
24	1	32	28	21	64	170

○協力員出向状況（令和4年度）

（件）

出向	不在	出向不可	連絡のみ	連絡なし	合計
48	25	1	34	785	893

（2）自主防災

地域防災力を向上させ、災害による被害を軽減するため、自治会組織を母体とする市民防災会の活動をはじめ、事業所で構成された防災協会や防火・防災啓発を行う組織の育成指導に努めています。

【第29表】市民防災会の現況

（令和5年3月31日現在）

行政区	名 称	設立年月	地区・校区等
	北九州市市民防災会	H9.7	192
門司	門司区市民防災会連合会	S29.11	21
小倉北	小倉北区市民防災会連合会	S49.11	25
小倉南	小倉南区市民防災会連合会	S49.11	26
若松	若松区市民防災会連合会	S49.9	46
八幡東	八幡東区市民防災会連合会	S49.12	25
八幡西	八幡西区市民防災会連合会	S50.2	33
戸畑	戸畑区市民防災会連合会	S50.11	16

\*平成9年7月、「北九州市防火協会総連合会」を発展的に改組、改名し「北九州市市民防災会」を発足。

【第30表】防災協会主要行事

（令和4年度）

行 事 名	実施回数	受講者数
防火管理資格取得講習（甲種）	10	1,041
防火管理資格取得講習（乙種）	1	24
甲種防火管理再講習	2	177
防火管理上級講習	7	676
防災管理新規講習	2	96
防災管理再講習	1	27
危険物取扱者試験準備講習会（乙種第4類）	3	263
応急手当普及員新規講習	2	57
応急手当普及員再講習	14	295
危険物取扱者保安講習	12	1,868
自衛消防隊消防学校入校	2	27

【第31表】事業所相互応援体制の現況

(令和5年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	事業所数	隊員数	
門 司	ふ く し の 郷 防 災 協 力 会	H16. 6	8	410	
	瀬 戸 3 事 業 所 相 互 防 災 応 援 協 定	H14.11	2	25	
小倉南	小 倉 鉄 工 団 地 工 場 安 全 連 絡 協 議 会	S50. 3	16	522	
若 松	若 松 区 藤 ノ 木 地 区 防 災 連 絡 協 議 会	S62.10	4	64	
	北九州エコタウン総合環境コンビナート・響リサイクル団地防災連絡協議会	H14. 3	12	816	
八幡東	九 州 製 鉄 所 八 幡 構 内 連 絡 協 議 会	H17. 2	15	1,800	
戸 畑	北九州市九州製鉄所八幡地区（戸畑）構内地区保安連合協議会	S49.11	19	1,000	
	戸 畑 新 工 業 団 地 「 防 災 相 互 応 援 協 定 」	H13. 8	9	156	
	戸 畑 駅 前 地 区 「 防 災 相 互 応 援 協 定 」	H16. 2	4	2,300	
北九州地区・白島地区特別防災区域防災相互応援協定			H 8.10	23	121
<b>計</b>			<b>112</b>	<b>7,214</b>	

【第32表】幼年消防クラブの現況（計60団体8,050人）

(令和5年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	会員数	行政区	名 称	設立年月	会員数	
門 司	西門司幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	50	若 松	古前保育所 幼年消防クラブ	H 3. 5	110	
	日の丸幼稚園 //	S60. 5	162		精華幼稚園 //	H19. 4	110	
	あけぼの幼稚園 //	S60. 5	50		若松天使園 //	H19. 4	78	
	小倉北	東郷瞳幼稚園 //	S63. 4	58	八 幡 東	高見幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	192
		愛光幼稚園 //	H 1. 4	67		八幡カトリック幼稚園 //	S61.10	72
		敬愛幼稚園 //	H21. 9	128		華頂幼稚園 //	S61.10	50
栄美幼稚園 幼年消防クラブ		S58. 6	86	乳山幼稚園 //		S63.12	204	
富野幼稚園 //		S62. 2	111	尾倉幼稚園 //		H 1. 4	245	
天心幼稚園 //		H 3. 4	127	杉の実保育園 //		H 8. 2	104	
キンダーポート保育園 //		H 4. 1	52	八幡東幼稚園 //	H 8. 5	15		
到津保育所 //		H 7. 3	67	八 幡 西	緑ヶ丘第二幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 4	209	
篠崎保育園 //	H 7. 3	45	あかね幼稚園 //		S58. 5	89		
片野保育園 //	H 7. 3	54	第二文化幼稚園 //		S62. 7	149		
れんげの花保育園 //	H18. 3	116	下上津役幼稚園 //		S63.12	302		
小倉南	葛原保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	91		こみね幼稚園 //	S63.12	450	
	おぶね保育園 //	S60. 4	75		こじか幼稚園 //	S63.12	221	
	小倉瞳幼稚園 //	S61. 4	540		さかえ保育園 //	H 3. 4	84	
	志徳幼稚園 //	S63. 4	260		池田保育園 //	H 3. 4	115	
	志井幼稚園 //	S63. 4	315		星ヶ丘幼稚園 //	H11. 1	148	
	フレンズ幼稚園 //	H 3. 2	380		戸 畑	明泉寺幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 7	163
	きくが丘保育園 //	H 3. 6	90	第二明泉寺幼稚園 //		S56. 7	79	
	徳力団地幼稚園 //	H 5. 2	220	中原保育園 //		S58. 9	104	
	神理幼稚園 //	H 6. 2	240	教学寺幼稚園 //		S60. 5	91	
	若 松	松美保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	45		戸畑天使園 //	S60. 5	144
若松青葉幼稚園 //		S57.10	65	戸畑保育所わかば園 //		S60. 5	107	
浜町幼稚園 //		S60. 4	111	牧山保育園 //		S63. 4	70	
神愛幼稚園 //		H 1. 1	92	さかい川保育園 //		S63. 4	121	
日吉幼稚園 //		H 1. 1	49	さんろくこどもえん //		H 4.11	120	
日吉保育園 //		H 1. 1	41	沢見あやめのもり保育園 //		H21. 6	117	
小石幼稚園 //		H 1. 2	117					
鴨生田保育園 //		H 2. 1	83					

【第33表】 婦人・少年・年長者等防火団体の現況

(令和5年3月31日現在)

区 分	行 政 区	名 称	設 立 年 月	会 員 数
婦人防火団体	門 司	門司区婦人会連絡協議会婦人防火クラブ	H19. 5	295
	小倉北	小倉北区婦人防火クラブ協議会	S56. 2	3,000
	八幡西	八幡西区婦人防火クラブ連絡協議会	S50. 2	518
	戸 畑	戸畑区婦人防火クラブ協議会	S55. 3	400
	計 4			
少年消防クラブ	門 司	大里柳学童消防クラブ	R 4. 5	166
	小倉北	日明少年消防クラブ	R 1.12	128
	小倉南	下曾根少年消防クラブ	S56. 5	16
		ゆがわ子ども消防クラブ	R 1.12	145
	若 松	古前少年消防クラブ	R 2. 2	20
	八幡東	高見少年消防クラブ	R 4. 6	15
	八幡西	くすばし少年消防クラブ	H24.12	13
	計 7			
年長者防火クラブ	門 司	門司区年長者防火クラブ	H 1. 5	1,817
	小倉北	小倉北区年長者防火クラブ連合会	H 5. 4	7,360
	小倉南	小倉南区年長者防火クラブ連合会	H 6. 3	9,071
	若 松	若松区年長者防火クラブ	S63. 5	1,652
	八幡東	八幡東区年長者防火クラブ	H 5.11	2,857
	八幡西	八幡西区年長者防火クラブ連合会	H 9. 4	6,539
	戸 畑	戸畑区年長者防火クラブ	S62.11	2,597
	計 7			



(3) 火災調査

平成20年5月から各消防署警防課に指定調査員を配置し、消防局予防課火災調査係と連携した火災調査を実施しています。令和4年中は、燃焼小屋を用いた実践的な研修を行い、職員の火災調査に関する知識、技術の向上を図っています。

【第34表】火災原因鑑識鑑定処理件数

		(令和4年中)
区	分	実施数
ガスクロマトグラフによる分析		41
電気配線等の溶融痕の顕微鏡撮影		28
その他の分析		43
合計		112



(4) 査 察

各事業所への立入検査を行い、消防用設備等の設置などのハード面、避難施設の正常な維持管理や消防訓練の実施などのソフト面に対する指導強化を図っています。

【第35表】中高層建築物数

		第35表 中高層建築物数 (令和5年3月31日現在)												
区 分		計	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15F以上
計		8,996	2,894	2,568	710	622	524	344	425	266	154	153	214	122
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	6	3	1	1		1							
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	16	10	4	1	1								
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	4	2		1		1							
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	22	7	8	6	1								
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0												
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	1	1	1									
(3) 項 イ	待合・料理店等	3	2	1										
(3) 項 ロ	飲食店	77	53	16	7		1							
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	37	32	3	1							1		
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	85	13	9	7	14	13	9	7	8	3	2		
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	5,373	1,208	1,808	345	359	316	232	340	207	128	128	196	106
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	29	12	2	10	3		1	1					
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	11	7	3	1									
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所（(2)を除く）、有床助産所	51	23	10	4	4	3	3	2	1		1		
	(4) 無床診療所、無床助産所	35	30	5										
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	72	40	20	7	4	1							
	(2) 救護施設	0												
	(3) 乳児院	0												
	(4) 障害児入所施設	1	1											
	(5) 障害者支援施設等	3	2				1							
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	29	13	5	6	2	1	1					1	
	(2) 更生施設	0												
	(3) 保育所・児童養護施設等	7	5	2										
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	2	2											
	(5) 障害者施設	12	8	2	1	1								
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	0												
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	358	273	42	20	9	8	3	1		1		1	
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	5	4	1										
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	20	10	7	3									
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	0												
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	3	3											
(11) 項	神社・寺院・教会等	24	16	7	1									
(12) 項 イ	工場又は作業場	115	68	26	12	4	2		2	1				
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0												
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	25	15	8		1	1							
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0												
(14) 項	倉庫	42	30	12										
(15) 項	前各項に該当しない事業場	410	214	85	40	21	32	7	4	1	4	2		
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	1,230	440	291	141	116	84	50	36	25	13	11	11	12
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	886	347	189	94	82	59	38	32	23	5	8	5	4
(16の2) 項	地下街	0												
(16の3) 項	準地下街	0												
(17) 項	重要文化財等建造物	0												
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	0												
(19) 項	市町村長の指定する山林	0												
(20) 項	総務省令で定める舟車	0												

(注) 建築中・未着工・休業中等は含まない。

【第36表】防火管理者を必要とする事業所数

区 分		第36表 防火管理者を必要とする事業所数																								令和5年3月31日現在			
		計			門 司			小倉北			小倉南			若 松			八幡東			八幡西			戸 畑						
		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C				
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	32	30	29	4	2	2	7	7	7	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	5	2	2	2	
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	662	528	477	61	54	52	131	98	86	159	106	99	71	70	69	45	36	35	155	144	117	40	20	19				
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	10	9	7				6	6	4													4	3	3				
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	60	57	57	9	6	6	18	18	18	10	10	10	3	3	3	2	2	2	2	2	2	14	14	14	4	4	4	
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	2	0	0				2																					
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	28	23	22	1	1	1	14	9	8	3	3	3	1	1	1							9	9	9				
(3) 項 イ	待合・料理店等	16	12	12	2	2	2	4	3	3							6	4	4	3	2	2	1	1	1				
(3) 項 ロ	飲食店	1,390	560	500	147	41	36	441	176	158	191	89	73	95	42	37	78	24	21	366	166	154	72	22	21				
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	1,513	820	770	184	70	64	353	166	159	281	189	175	134	74	68	104	45	43	369	232	220	88	44	41				
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	111	90	86	14	8	8	42	37	35	14	12	12	8	4	4	6	5	5	18	18	16	9	6	6				
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	10,881	2,377	2,167	838	273	262	2,866	663	593	2,684	425	388	584	112	107	566	183	166	2,490	534	477	833	187	174				
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	37	32	32	4	3	3	9	8	7	6	6	6	2	1	1	2	2	2	11	11	11	2	1	1				
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	35	33	32	6	6	6	3	3	3	8	7	7	2	2	2	2	2	2	13	12	12	1	1	1				
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所（(2)を除く）、有床助産所	62	50	49	5	4	4	10	6	6	12	10	9	4	4	4	9	6	6	17	17	17	5	3	3				
	(4) 無床診療所、無床助産所	658	106	91	49	5	5	129	22	14	135	26	23	68	8	7	50	12	12	190	29	27	37	4	3				
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・介護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	351	340	328	40	37	36	51	51	47	80	79	77	32	31	30	24	21	20	106	104	102	18	17	16				
	(2) 救護施設	2	2	2				1	1	1					1	1	1												
	(3) 乳児院	0	0	0																									
	(4) 障害児入所施設	2	1	1											1	1	1							1					
	(5) 障害者支援施設等	40	30	29	6	6	6	1	1	1	6	5	5	11	8	7	1	1	1	12	8	8	3	1	1				
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	271	138	134	32	16	16	36	23	23	58	27	27	32	16	16	16	11	11	89	41	37	8	4	4				
	(2) 更生施設	0	0	0																									
	(3) 保育所・児童養護施設等	219	173	169	27	19	19	37	29	28	47	39	38	24	19	19	17	15	15	57	43	41	10	9	9				
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	107	17	14	7	1	1	11	2	2	32	7	6	13	2	2	8	1	1	33	4	2	3						
	(5) 障害者施設	237	55	51	19	6	6	41	9	7	62	12	12	29	9	9	16	2	2	56	13	12	14	4	3				
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	89	87	84	11	11	11	16	15	15	16	16	15	11	11	11	8	7	7	25	25	23	2	2	2				
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	312	297	280	30	28	27	83	75	75	59	57	55	27	26	24	25	24	24	69	69	58	19	18	17				
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	24	19	18	7	3	3	8	7	6	2	2	2	1	1	1	3	3	3	1	1	1	2	2	2				
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	28	27	25				23	22	20	2	2	2					2	2	2	1	1	1						
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	16	1	1	3			2	1	1	1			3			2				2		3						
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	33	0	0	4			6			9			4			4			4			2						
(11) 項	神社・寺院・教会等	590	261	246	80	36	35	138	67	58	98	25	24	74	32	31	71	37	37	85	45	42	44	19	19				
(12) 項 イ	工場又は作業場	2,004	167	162	216	3	3	374	31	30	349	29	29	411	40	38	78	5	5	433	41	40	143	18	17				
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0	0																									
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	279	5	5	38	1	1	88				26	1	1	33			24			59	2	2	11	1	1			
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	6	0	0								6																	
(14) 項	倉庫	1,514	27	24	292	6	6	377	7	7	221	7	7	192	3	1	66	1	1	260	2	1	106	1	1				
(15) 項	前各項に該当しない事業場	4,414	668	611	378	49	46	1,285	166	152	812	113	96	361	57	55	351	54	51	920	169	154	307	60	57				
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	3,547	1,879	1,703	364	166	154	1,250	700	628	527	305	277	205	104	95	276	122	107	704	388	351	221	94	91				
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	2,857	547	505	344	73	69	1,022	209	190	414	76	71	166	34	32	225	30	30	398	90	80	288	35	33				
(16の2) 項	地下街	0	0	0																									
(16の3) 項	準地下街	0	0	0																									
(17) 項	重要文化財等建造物	14	8	8	3	1	1	2	1	1	1				1	1	2	2	2	4	2	2	1	1	1				
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	29	0	0	5			11						4			2			6			1						
(19) 項	市町村長の指定する山林	0	0	0																									
(20) 項	総務省令で定める舟車	0	0	0																									

(注) A・・・事業所数 B・・・防火管理者を必要とする事業所数 C・・・選任数

【第37表】消防法施行令別表第1(1)項から(20)項までに掲げる防火対象物

(令和5年3月31日現在)

区 分		計	門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
計		事業所 32,462 防火対象物 41,803	3,230 4,292	8,898 10,884	6,336 7,179	2,618 4,373	2,093 2,636	6,987 8,991	2,300 3,448
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	事業所 32 防火対象物 51	4 4	7 10	4 5	4 7	5 9	6 10	2 6
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	事業所 662 防火対象物 679	61 63	131 143	159 123	71 83	45 50	155 170	40 47
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	事業所 10 防火対象物 11		6 7				4 4	
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	事業所 60 防火対象物 76	9 10	18 22	10 13	3 5	2 4	14 17	4 5
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	事業所 2 防火対象物 1		2 1					
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	事業所 28 防火対象物 29	1 1	14 14	3 3	1 1		9 10	
(3) 項 イ	待合・料理店等	事業所 16 防火対象物 18	2 2	4 6		6 6	3 3	1 1	
(3) 項 ロ	飲食店	事業所 1,389 防火対象物 1,423	147 138	441 475	190 203	95 88	78 81	366 354	72 84
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	事業所 1,513 防火対象物 1,505	184 135	353 379	281 281	134 124	104 105	369 395	88 86
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	事業所 111 防火対象物 139	14 16	42 50	14 25	8 11	6 7	18 21	9 9
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	事業所 10,860 防火対象物 12,889	838 1,100	2,866 3,266	2,684 3,069	584 766	566 652	2,489 3,035	833 1,001
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	事業所 38 防火対象物 53	4 4	10 12	7 17	2 2	2 3	11 13	2 2
		事業所 35 防火対象物 43	6 7	3 7	8 2	2 3	2 17	13 1	1 1
	(3) 病院(1)を除く、有床診療所(2)を除く、有床助産所	事業所 63 防火対象物 114	5 12	10 21	12 14	5 11	9 13	17 38	5 5
		事業所 656 防火対象物 653	49 47	129 135	135 128	68 67	50 53	188 184	37 39
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	事業所 351 防火対象物 382	40 43	51 54	80 86	32 35	24 30	106 115	18 19
	(2) 救護施設	事業所 2 防火対象物 3		1 1		1 1			
	(3) 乳児院	事業所 0 防火対象物 0							
	(4) 障害児入所施設	事業所 2 防火対象物 2			1 1	1 1			1 1
	(5) 障害者支援施設等	事業所 40 防火対象物 49	6 8	1 1	6 7	11 14	1 1	12 13	3 5
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	事業所 270 防火対象物 291	32 32	36 42	57 61	32 29	16 21	89 98	8 8
		事業所 0 防火対象物 2							2
	(3) 保育所・児童養護施設等	事業所 219 防火対象物 268	27 30	37 43	47 59	24 28	17 21	57 75	10 12
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	事業所 106 防火対象物 113	7 9	11 11	32 35	13 13	8 7	32 35	3 3
	(5) 障害者施設	事業所 235 防火対象物 274	19 25	41 39	61 70	29 34	16 19	55 72	14 15
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	事業所 89 防火対象物 163	11 14	16 26	16 44	11 16	8 12	25 46	2 5
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	事業所 312 防火対象物 1,207	30 108	83 243	59 250	27 81	25 100	69 317	19 108
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	事業所 24 防火対象物 33	7 9	8 10	2 3	1 1	3 5	1 2	2 3
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	事業所 28 防火対象物 28		23 23	2 2		2 2	1 1	
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	事業所 16 防火対象物 22	3 3	2 2	1 2	3 4	2 3	2 5	3 3
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	事業所 33 防火対象物 38	4 7	6 6	9 10	4 3	4 5	4 6	2 1
(11) 項	神社・寺院・教会等	事業所 590 防火対象物 686	80 95	138 178	98 86	74 80	71 81	85 109	44 57
(12) 項 イ	工場又は作業場	事業所 2,003 防火対象物 3,621	216 455	374 662	349 458	411 760	78 165	432 789	143 332
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	事業所 0 防火対象物 1							
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	事業所 279 防火対象物 808	38 90	88 244	26 82	33 99	24 74	59 166	11 53
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	事業所 6 防火対象物 6			6 6				
(14) 項	倉庫	事業所 1,514 防火対象物 3,449	292 615	377 709	221 369	192 706	66 155	260 579	106 316
(15) 項	前各項に該当しない事業場	事業所 4,420 防火対象物 6,600	378 629	1,285 1,768	814 836	360 950	351 473	925 1,228	307 716
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	事業所 3,547 防火対象物 3,481	364 355	1,249 1,246	528 503	205 221	276 269	704 668	221 219
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	事業所 2,858 防火対象物 2,523	344 209	1,022 1,005	414 314	166 118	225 205	399 386	288 286
(16の2) 項	地下街	事業所 0 防火対象物 0							
(16の3) 項	準地下街	事業所 0 防火対象物 0							
(17) 項	重要文化財等建造物	事業所 14 防火対象物 29	3 5	2 10	1 5	1 1	2 2	4 5	1 1
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	事業所 29 防火対象物 40	5 12	11 13		4 5	2 3	6 6	1 1
(19) 項	市町村長の指定する山林	事業所 0 防火対象物 0							
(20) 項	総務省令で定める舟車	事業所 0 防火対象物 0							

(注) 建築中・未着工・休業中等は含まない。

【第38表】消防法施行令別表第1(1)項から(20)項までに掲げる防火対象物の査察実施数

(令和4年度)

区 分		計	門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
計		11,515	1,760	2,348	1,653	1,584	1,011	2,123	1,036
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	22	3	1	4	1	6	1	6
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	299	44	35	74	56	20	45	25
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	8		3				5	
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	47	8	7	11	4	4	7	6
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0							
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	6		3	1			2	
(3) 項 イ	待合・料理店等	14		5		7	1	1	
(3) 項 ロ	飲食店	651	57	175	124	53	44	157	41
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	670	83	75	196	96	32	148	40
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	79	17	40	5	7	2		8
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	2,419	333	468	154	147	334	609	374
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	29	5	8	13	1		2	
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	23	6	2	3	2		9	1
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所（(2)を除く）、有床助産所	49	11	12	4	10	3	6	3
	(4) 無床診療所、無床助産所	264	27	58	48	46	20	57	8
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	323	41	28	88	39	8	101	18
	(2) 救護施設	3			1	2			
	(3) 乳児院	0							
	(4) 障害児入所施設	2			1	1			
	(5) 障害者支援施設等	28	8		3	13		1	3
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	184	14	24	62	28	15	33	8
	(2) 更生施設	0							
	(3) 保育所・児童養護施設等	123	12	23	34	26	2	13	13
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	25	5	4	4	6	2	4	
	(5) 障害者施設	107	16	14	16	23	5	18	15
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	94	6	13	42	17	6	9	1
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	226	37	3	65	64	25	4	28
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	7	4		1	1	1		
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	24	1	23					
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	4	1		2		1		
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	5	4			1			
(11) 項	神社・寺院・教会等	145	21	17	14	20	26	33	14
(12) 項 イ	工場又は作業場	623	137	67	50	233	17	74	45
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0							
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	227	36	44	22	24	41	26	34
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0							
(14) 項	倉庫	692	256	66	54	209	22	46	39
(15) 項	前各項に該当しない事業場	927	189	140	135	223	88	93	59
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	2,330	269	716	364	142	210	466	163
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	770	94	252	53	76	70	143	82
(16の2) 項	地下街	0							
(16の3) 項	準地下街	0							
(17) 項	重要文化財等建造物	26	4	9	5	1	2	4	1
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	40	11	13		5	4	6	1
(19) 項	市町村長の指定する山林	0							
(20) 項	総務省令で定める舟車	0							

(5) 危険物規制

消防局では様々な施策を通じて複雑かつ多様化する危険物事業所への指導等を行っています。

また、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に対しても、石油コンビナート等災害防止法に基づき、指導等を行っています。

【第39表】危険物規制対象物数

(令和5年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
<b>計</b>	<b>3,050</b>	<b>594</b>	<b>637</b>	<b>200</b>	<b>590</b>	<b>97</b>	<b>483</b>	<b>449</b>	
製造所	71	4	8		19		18	22	
貯蔵所	屋内貯蔵所	426	72	70	25	78	25	85	71
	屋外タンク貯蔵所	581	107	75	11	154	2	93	139
	屋内タンク貯蔵所	59	10	10	14	6	7	8	4
	地下タンク貯蔵所	220	27	61	43	18	22	43	6
	簡易タンク貯蔵所	4		1	1		1	1	
	移動タンク貯蔵所	640	160	201	26	128	8	87	30
	屋外貯蔵所	266	84	69	2	37		12	62
<b>小計</b>	<b>2,196</b>	<b>460</b>	<b>487</b>	<b>122</b>	<b>421</b>	<b>65</b>	<b>329</b>	<b>312</b>	
取扱所	給油取扱所	341	73	72	51	58	9	58	20
	販売取扱所	11	2	4				3	2
	移送取扱所	6	4			2			
	一般取扱所	425	51	66	27	90	23	75	93
<b>小計</b>	<b>783</b>	<b>130</b>	<b>142</b>	<b>78</b>	<b>150</b>	<b>32</b>	<b>136</b>	<b>115</b>	

【第40表】危険物規制事務処理件数（行政区別）

(令和4年度)

区分	合計	許可									届出等										申請取下届	監督者選解任届		
		小計	設置許可	変更許可	設置完成検査	変更完成検査	完成検査前検査	仮使用承認	仮貯蔵・仮取扱承認	予防規程認可	小計	変更届	種類・数量変更届	譲渡届	使用休止届	使用再開届	廃止届	事故発生届	資料提出	再交付			許可証	完成検査
<b>計</b>	<b>4,098</b>	<b>1,417</b>	52	423	63	378	91	354	14	42	<b>2,681</b>	153	146	66	38	1	84	5	1,860	13	17	0	3	295
門司	652	151	8	42	8	46	12	27	2	6	501	32	51	2	1	1	3	2	378					31
小倉北	526	180	20	49	23	48	7	28	1	4	346	44	27	1	17		32	1	174	2	2			46
小倉南	260	112	3	34	2	28	6	30	3	6	148	11		6			3		105				1	22
若松	942	237	13	61	14	64	26	54	2	3	705	26	13	5	14		20		579	5	10		2	31
八幡東	188	78	1	22	6	21		22		6	110	6	4	1			2	1	68	2	2			24
八幡西	910	388	7	124	9	91	32	108	5	12	522	22	17	3	5		20	1	346	3	3			102
戸畑	620	271		91	1	80	8	85	1	5	349	12	34	48	1		4		210	1				39

(注) ○は委託検査（危険物保安技術協会）で内数

【第41表】危険物製造所等の設置・変更許可、設置・変更完成検査、完成検査前検査件数

(令和4年度)

区分	設置・変更許可件数								設置・変更完成検査件数								完成検査前検査件数							
	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	475	50	69	37	74	23	131	91	441	54	71	30	78	27	100	81	91	12	7	6	26	0	32	8
製造所	49		2		10		17	20	45		2		9		14	20	13				7		3	3
貯蔵所	屋内貯蔵所	25	7	8	2	4	1	3	23	2	8	1	2	1	8	1	0							
	屋外タンク貯蔵所	63	16	11		8		9	19	15	10		15		4	13	29	7	2		12		3	5
	屋内タンク貯蔵所	0								0							7	3			3		1	
	地下タンク貯蔵所	10	1	5	3	1				13	1	6	2	1	3		1				1			
	簡易タンク貯蔵所	0								0							0							
	移動タンク貯蔵所	54	11	24	2	9		8		59	20	24	2	7		6		1						1
	屋外貯蔵所	2	1		1					2	1		1				0							
取扱所	給油取扱所	35	4	9	10	1		10	1	36	4	9	10	2		10	1	6			6			
	販売取扱所	1							1	2		1					0							
	移送取扱所	1	1							3	2			1			0							
	一般取扱所	235	9	10	19	41	22	84	50	201	9	11	14	41	23	58	45	34	2	5		3		24

(注) ( ) は完成検査前検査の管外タンク件数で外数

【第42表】危険物製造所等の査察実施数

(令和4年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	1,543	165	438	98	411	88	183	160
製造所	24	2	4		14		4	
貯蔵所	屋内	193	35	33	12	59	24	2
	屋外タンク	291	28	35	8	114	2	61
	屋内タンク	24	3	8	2	4	4	
	地下タンク	91	10	30	11	13	19	7
	簡易タンク	2		1			1	
	移動タンク	348	9	197	15	77	8	35
	屋外	97	3	58	1	23		12
取扱所	給油	242	61	46	35	43	9	38
	第一種販売	4	1	2				1
	第二種販売	1						1
	一般	223	12	24	14	62	21	36
移送	3	1			2			

## ア 自主検査認定事業所制度の推進

この制度は平成11年3月から運用を開始し、本市においては平成15年度に3事業所が初めて認定を受けて以来、現在は3事業所となっています。

## イ 危険物安全週間中の事業実施状況（令和4年度）

- ポスターを通じた広報活動
- 危険物についての小冊子（一般財団法人全国危険物安全協会作成）の配布

## ウ 石油コンビナート等特別防災区域の自主防災体制の充実強化

北九州地区及び白島地区は、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されており、合計面積は2,301万㎡となっています。

区域内の特定事業所数は、第一種事業所が8、第二種事業所が9の合計17事業所です。

【第43表】石油コンビナート等特別防災区域内における第4類（石油類等）の施設数及び貯蔵取扱量

(令和5年3月31日現在)

区分	合計		小倉北		若松		八幡東		八幡西		戸畑		
	A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
計	837	413,701	163	200,004	107	43,729	38	1,183	179	30,661	350	138,124	
製造所	第1石油類	1,306				33				266		1,007	
	第2石油類	9,155				5,843				558		2,754	
	第3石油類	4,407			7	552			14	139	21	3,716	
	第4石油類	51				11				14		26	
	その他	360				3				333		24	
	小計	42	15,279	0	0	7	6,442	0	0	14	1,310	21	7,527
屋内貯蔵所	第1石油類	845		42		108			19		103	573	
	第2石油類	1,410		43		150		27		874		316	
	第3石油類	1,046	11	197	21	70	16	24	30	329	60	426	
	第4石油類	1,338		528		90		35		104		581	
	その他	108		4		14		1		38		51	
	小計	138	4,747	11	814	21	432	16	106	30	1,448	60	1,947
屋外タンク貯蔵所	第1石油類	83	52,784	8	17,297	13	22,129			23	3,430	39	9,928
	第2石油類	84	61,634	19	44,307	4	60			19	3,162	42	14,105
	第3石油類	116	151,375	30	75,534	23	8,069	1	10	20	13,924	42	53,838
	第4石油類	7	390	1	25			1	15	3	285	2	65
	その他	23	7,494	2	45	2	206			17	3,912	2	3,331
	小計	313	273,677	60	137,208	42	30,464	2	25	82	24,713	127	81,267
屋外貯蔵所	第1石油類	1				1							
	第2石油類	808		249		56				55		448	
	第3石油類	602	64	211	7	44			9	203	57	144	
	第4石油類	1,300		1,206		40				4		50	
	その他	20				20							
	小計	137	2,731	64	1,666	7	161	0	0	9	262	57	642
一般取扱所	第1石油類	25,775		11,711		1,656		6		949		11,453	
	第2石油類	28,225		20,830		34		28		421		6,912	
	第3石油類	59,636	28	26,908	30	4,418	20	665	44	966	85	26,679	
	第4石油類	3,203		837		110		353		340		1,563	
	その他	428		30		12				252		134	
	小計	207	117,267	28	60,316	30	6,230	20	1,052	44	2,928	85	46,741

【第44表】石油コンビナート等特別防災区域内における防災組織の現況

(令和5年3月31日現在)

区 分		計	小倉北	若松	八幡東	八幡西	戸畑
特定事業所数		17	5	3		2	7
自衛防災組織数		17	5	3		2	7
共同防災組織数		3	2				1
防災要員 (直当り)		125	32	36		23	34
自衛防災組織要員		459	89	190		73	107
共同防災組織要員 (直当り)		19	13				6
消 防 車 両	小計	13	4	2	0	3	4
	大型化学消防車	2	1				1
	大型高所放水車	2	1				1
	泡原液搬送車	3	1			1	1
	甲種普通化学消防車	2		1			1
	普通消防車	2	1			1	
	小型消防車	0					
	普通高所放水車	0					
	乙種普通化学消防車	0					
	大型化学高所放水車	2		1		1	
可搬式放水銃		18	3	5		2	8
可搬式泡放水砲		6	2				4
耐熱服		51	16	24		4	7
呼吸器		98	18	29		8	43
泡消火薬剤 (3%換算)(kl) (白島含む)		257.19	23.08	215.35		11.16	7.6
オイルフェンス (B型)(m)		10,180	3,400	3,300		2,400	1,080
オイルフェンス展張船		8	2	4		1	1

【第45表】第4類（石油类等）の施設数及び貯蔵取扱量

行政区分 区分		合 計			門 司			小 倉 北			小 倉 南		
		A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	C 貯蔵取扱量 指定数量	A	B	C	A	B	C	A	B	C
計		1,769	6,232,176	28,844,895	344	178,663	194,898	285	207,360	270,947	60	1,626	1,524
製造所	第1石油類	69	1,516	6,956	4	10	51	7	50	249	0		
	第2石油類		9,397	9,220		1	1		54	52			
	第3石油類		4,951	2,453		27	11		130	64			
	第4石油類		137	21					59	9			
	その他		556	1,368		42	106		57	60			
	小 計		69	16,557		20,018	4		80	169		7	350
屋内貯蔵所	第1石油類	401	3,365	16,151	62	921	4,432	69	868	4,151	21	32	158
	第2石油類		7,003	6,250		2,905	2,377		1,450	1,336		27	27
	第3石油類		8,438	3,893		5,152	2,444		1,983	852		59	29
	第4石油類		6,236	1,036		3,959	659		1,211	201		24	4
	その他		815	3,258		515	2,580		106	242		7	18
	小 計		401	25,857		30,588	62		13,452	12,492		69	5,618
屋外タンク貯蔵所	第1石油類	119	5,664,702	28,310,975	13	11,374	56,820	8	17,297	86,485			
	第2石油類	165	108,062	106,243	28	41,896	40,397	26	44,517	44,517	8	529	529
	第3石油類	245	198,567	98,816	53	34,102	16,618	39	76,237	38,112	1	14	7
	第4石油類	51	31,749	5,288	39	31,252	5,208	1	25	4	2	40	6
	その他	39	18,447	46,523	11	10,823	27,059	2	45	112			
	小 計	619	6,021,527	28,567,845	144	129,447	146,102	76	138,121	169,230	11	583	542
屋外貯蔵所	第1石油類	264	121	605	84	120	600	69			2		
	第2石油類		2,887	2,786		852	775		250	245		3	3
	第3石油類		14,101	6,873		10,322	5,011		252	125		2	1
	第4石油類		9,847	1,639		5,805	967		1,315	219		14	2
	その他		252	596		216	540		2	5			
	小 計		264	27,208		12,499	84		17,315	7,893		69	1,819
一般取扱所	第1石油類	416	29,456	139,130	50	3,278	16,393	64	11,721	58,603	26	22	112
	第2石油類		35,410	34,591		5,121	4,427		21,330	21,325		452	452
	第3石油類		66,453	33,064		4,543	2,134		27,469	13,732		320	160
	第4石油類		7,363	1,225		3,549	591		883	147		80	13
	その他		2,345	5,935		1,878	4,697		49	100		1	3
	小 計		416	141,027		213,945	50		18,369	28,242		64	61,452

(令和5年3月31日現在)

若 松			八 幡 東			八幡西			戸 畑		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
<b>375</b>	<b>5,668,586</b>	<b>28,152,827</b>	<b>50</b>	<b>1,263</b>	<b>732</b>	<b>274</b>	<b>34,023</b>	<b>47,494</b>	<b>381</b>	<b>140,655</b>	<b>176,473</b>
19	176	839				18	274	1,201	21	1,006	4,616
	6,016	6,008					572	536		2,754	2,623
	913	447					166	74		3,715	1,857
	38	6					14	2		26	4
	102	229					332	914		23	59
<b>19</b>	<b>7,245</b>	<b>7,529</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>18</b>	<b>1,358</b>	<b>2,727</b>	<b>21</b>	<b>7,524</b>	<b>9,159</b>
74	308	1,387	25	33	167	79	624	3,032	71	579	2,824
	347	312		69	69		1,832	1,760		373	369
	189	73		25	12		573	257		457	226
	146	24		35	5		205	34		656	109
	85	192		2	5		48	135		52	86
<b>74</b>	<b>1,075</b>	<b>1,988</b>	<b>25</b>	<b>164</b>	<b>258</b>	<b>79</b>	<b>3,282</b>	<b>5,218</b>	<b>71</b>	<b>2,117</b>	<b>3,614</b>
35	5,622,673	28,113,319				23	3,430	13,101	40	9,928	41,250
36	2,767	2,762				20	3,111	3,069	47	15,242	14,969
78	18,898	9,441	1	10	5	28	14,493	7,227	45	54,813	27,406
3	68	11	1	15	2	3	285	47	2	64	10
8	356	891				16	3,892	10,133	2	3,331	8,328
<b>160</b>	<b>5,644,762</b>	<b>28,126,424</b>	<b>2</b>	<b>25</b>	<b>7</b>	<b>90</b>	<b>25,211</b>	<b>33,577</b>	<b>136</b>	<b>83,378</b>	<b>91,963</b>
37	1	5				12			60		
	1,244	1,236					81	75		457	452
	3,145	1,551					228	110		152	75
	2,497	416					123	20		93	15
	34	51									
<b>37</b>	<b>6,921</b>	<b>3,259</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>432</b>	<b>205</b>	<b>60</b>	<b>702</b>	<b>542</b>
85	2,022	10,078	23	7	37	75	953	3,767	93	11,453	50,140
	698	688		32	32		755	687		7,022	6,980
	5,434	2,709		679	339		1,257	615		26,751	13,375
	390	65		356	59		531	88		1,574	262
	39	87					244	610		134	438
<b>85</b>	<b>8,583</b>	<b>13,627</b>	<b>23</b>	<b>1,074</b>	<b>467</b>	<b>75</b>	<b>3,740</b>	<b>5,767</b>	<b>93</b>	<b>46,934</b>	<b>71,195</b>

(6) 火薬類規制

消防局では火薬類の製造（煙火）、販売、貯蔵、運搬、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所（取扱い場所）の現状を把握し、指導等を行い、事故の未然防止策の強化と市民生活の更なる安全・安心の実現を目指しています。

【第46表】火薬類許可等施設数

(令和5年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	142	57	15	27	13	2	17	11
製造	1			1				
火薬庫	27	11		16				
販売	21	9	2	1	3		4	2
火薬庫外	51	15	11	4	6	2	9	4
譲受	26	12	1	4	3		2	4
消費	15	9	1	1	1		2	1
廃棄	1	1						



火薬庫立入検査

【第47表】火薬類規制事務処理件数（行政区別）

火薬類規制事務処理件数（行政区別）

(令和4年度)

区分	合計	許可										検査		指示			認可			届出			
		火薬類製造許可	火薬類販売営業許可	火薬類製造施設等変更許可	火薬庫設置等許可	火薬庫を所有又は占有しないことの許可	火薬類譲受許可	火薬類譲渡許可	火薬類輸入許可	火薬類消費許可	火薬類廃棄許可	火薬類譲受・消費許可	完成検査	保安検査	火薬庫外貯蔵場所指示	危害予防規程（変更）認可	保安教育計画（変更）認可	変更届	火薬類輸入届	廃止届	その他届		
計	301	0	0	0	0	0	40	3	21	54	31	16	0	8	2	0	0	20	18	2	86		
門司	163						33		21	14	31	10		4				1	18		31		
小倉北	13									8		1			1			3					
小倉南	72						4			12		1		4	1			9		1	40		
若松	35						1	2		17		1						6		1	7		
八幡東	1									1													
八幡西	10									2		2						1			5		
戸畑	7						2	1				1									3		

【第48表】火薬類製造施設等の査察件数（行政区別）

(令和4年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	84	32	7	22	4	1	15	3
製造	1			1				
火薬庫	27	11		16				
販売	10	2	2	1			4	1
譲受場所	13	7		3	1		2	
譲受・消費場所	10	6		1	1		2	
火薬庫外貯蔵場所	23	6	5		2	1	7	2

(7) 高圧ガス規制

消防局では高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所の自主保安の促進・指導等を行い、未然に事故を防止することにより安全・安心なまちづくりを目指しています。



高圧ガス製造施設



容器貯蔵施設

【第49表】高圧ガス規制対象施設数

(令和5年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
<b>計</b>	<b>1,288</b>	<b>111</b>	<b>312</b>	<b>174</b>	<b>263</b>	<b>115</b>	<b>220</b>	<b>93</b>
製造施設	614	50	150	75	136	55	103	45
在宅酸素	(92)	(11)	(16)	(17)	(14)	(15)	(7)	(12)
貯蔵施設	166	18	27	19	55	14	21	12
販売所	434	40	115	72	45	43	84	35
特定消費施設	49	3	7	6	24	2	7	
容器検査所	25		13	2	3	1	5	1

(注) ( ) は内数

【第50表】高圧ガス施設の査察件数

(令和4年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
<b>計</b>	<b>180</b>	<b>19</b>	<b>35</b>	<b>20</b>	<b>61</b>	<b>8</b>	<b>24</b>	<b>13</b>
製造施設	175	19	33	20	61	8	23	11
在宅酸素	(0)							
貯蔵施設	0							
販売所	0							
特定消費施設	0							
容器検査所	5		2				1	2

(注) ( ) は内数

【第51表】高圧ガス規制事務処理件数（行政区別）

		(令和4年度)							
区 分	計	門 司 区	小倉北区	小倉南区	若 松 区	八幡東区	八幡西区	戸 畑 区	
合 計	727	90	162	65	202	38	113	57	
許 可 等	高圧ガス製造許可申請	3	0	0	0	2	0	0	1
	高圧ガス製造施設等変更許可申請	38	4	8	3	12	5	4	2
	製造施設完成検査申請	31	1	5	3	15	2	2	3
	第一種貯蔵所設置許可申請	6	0	0	0	0	0	0	6
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請	2	0	1	0	0	0	0	1
	第一種貯蔵所完成検査申請	8	0	1	0	0	0	0	7
	輸入検査申請	28	26	1	0	1	0	0	0
	保安検査申請	19	3	2	3	9	1	1	0
	容器検査所登録申請	5	0	2	0	0	0	2	1
	容器検査所登録更新申請	1	0	1	0	0	0	0	0
	容器検査申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	附属品検査申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	高圧ガスの種類又は圧力変更申請	1	0	1	0	0	0	0	0
	特別充填許可申請	3	0	2	0	1	0	0	0
	届 出 等	高圧ガス製造事業届書	26	0	14	1	3	2	4
高圧ガス製造事業届書（在宅酸素）		4	0	0	0	2	2	0	0
高圧ガス製造施設軽微変更届書		35	2	8	3	13	1	6	2
高圧ガス製造施設等変更届書		9	0	6	0	3	0	0	0
第二種貯蔵所設置届書		8	0	1	0	1	3	2	1
第一種貯蔵所軽微変更届書		0	0	0	0	0	0	0	0
第二種貯蔵所位置等変更届書		4	0	1	0	3	0	0	0
完成検査受検届書		3	0	1	0	0	1	1	0
完成検査結果報告書		3	0	1	0	0	1	1	0
高圧ガス販売事業届書		20	2	5	3	1	0	4	5
販売に係る高圧ガスの種類変更届書		4	0	2	0	0	1	1	0
高圧ガス製造開始届書		4	0	0	0	2	0	0	2
高圧ガス製造廃止届書		24	1	8	1	6	2	5	1
高圧ガス製造廃止届書（在宅酸素）		6	0	0	1	1	0	4	0
貯蔵所廃止届書		2	0	0	0	1	1	0	0
高圧ガス販売事業廃止届書		10	1	6	0	1	0	2	0
輸入検査受検届書		0	0	0	0	0	0	0	0
輸入検査結果報告書		0	0	0	0	0	0	0	0
特定高圧ガス消費届書		1	0	1	0	0	0	0	0
特定高圧ガス消費施設等変更届書		6	0	2	0	3	0	1	0
特定高圧ガス消費廃止届書		0	0	0	0	0	0	0	0
承継届書		13	1	1	1	7	0	3	0
危予防規程届書		6	0	0	0	4	0	0	2
高圧ガス保安統括者等届書		45	3	3	6	20	0	9	4
冷凍保安責任者等届書		0	0	0	0	0	0	0	0
高圧ガス販売主任者届書		36	3	11	5	2	2	6	7
特定高圧ガス取扱主任者届書		8	0	1	0	4	1	2	0
高圧ガス製造施設休止届書		4	0	1	0	3	0	0	0
保安検査受検届書		73	14	13	4	18	2	20	2
保安検査結果報告書		73	15	16	3	15	2	21	1
完成検査記録届書		0	0	0	0	0	0	0	0
保安検査記録届書		0	0	0	0	0	0	0	0
検査主任者届書		11	0	7	0	0	0	3	1
容器検査所廃止届書		2	0	2	0	0	0	0	0
事故届書		6	1	2	0	1	1	1	0
特別充填報告書		15	0	3	0	12	0	0	0
高圧ガス製造等記載事項変更届書		114	10	21	28	34	8	7	6
その他届出等		7	3	1	0	2	0	1	0

(8) 消防同意等

利用形態等に応じた防災設備に係るハード面及びその運用体制に係るソフト面の両面から、総合的に機能するように防火安全対策を推進しています。

【第52表】消防同意等行政区別取扱件数

		(令和4年度)							
区 分	門 司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸 畑	計	
同 意 等	131	231	124	195	114	265	129	1,189	
通 知	170	250	664	212	78	648	114	2,136	
計	301	481	788	407	192	913	243	3,325	

【第53表】同意別取扱件数

		(令和4年度)			
区 分	計	確認申請	計画通知	許可申請	
計	1189	1065	37	87	

【第54表】用途別取扱件数

(令和4年度)

Table with 23 columns for categories and 2 rows for '計' (Total) and '区 分' (District/Division). Categories include (1) to (20) and others, with counts ranging from 1 to 2,011.

【第55表】工事別取扱件数

(令和4年度)

Table with 9 columns: 計, 新築, 増築, 改築, 移転, 大規模の修繕, 大規模模様替, 用途変更, その他. Values: 1,189, 952, 209, 1, 12, 3, 12, 7.

【第56表】消防用設備等検査済証交付件数

(令和4年度)

Table with 23 columns for equipment types and 2 rows for '計' (Total) and '区 分' (District/Division). Equipment types include fire extinguishers, smoke detectors, etc. Total counts are 1,940 for fire extinguishers and 604 for smoke detectors.

(9) 予防技術の充実

平成18年度から「予防技術資格者制度」が始まり、計画的に資格を取得しています。

【第57表】 予防技術資格者（認定者）の状況（過去5年間）

区 分	消防用設備等	危 険 物	防 火 査 察	予防技術資格者数
平成30年度	41	38	42	92
令和元年度	43	40	41	95
令和2年度	44	45	44	102
令和3年度	43	44	44	102
令和4年度	47	48	50	109

(注) 予防技術資格者は、複数の資格を有する者あり

(10) 他部局等との連携

ア 夜間合同査察（福岡県警察・建築都市局・保健福祉局）

令和4年度は、計2回（小倉北区1回、八幡西区1回）夜間合同査察を実施しました。

イ 福祉・医療関連施設防火安全対策連絡会議（建築都市局・保健福祉局・子ども家庭局）

平成25年10月11日に発生した福岡市診療所火災を受け、同年11月から関係局間で「福祉・医療関連施設防火安全対策連絡会議」を設置し、連携を図っています。

